

平成 28 年第 5 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 28 年 5 月 24 日、午後 2 時から市役所 6 階 601・602 会議室において、平成 28 年第 5 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野 好江
城所 正彦
保坂 律子
今泉 浩史
小島 文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤 徹男
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	佐藤篤太郎
生涯学習課長	関口 美鈴
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	神原 美雪
図書館課長	稲田 基樹

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長	斎藤 晃二
教育総務課教育総務係	加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 10 号議案
「平成 28 年度教育費補正予算案（第 1 号）の提出について」
- (5) 日程第 5 第 11 号議案
「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」
- (6) 日程第 6 第 12 号議案
「稲城市立図書館協議会委員の任命について」
- (7) 日程第 7 第 13 号議案
「平成 29 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」
- (8) 日程第 8 第 14 号議案
「平成 29 年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書

の調査・研究の諮問について」

委員 長 定刻になりました。ただいまから、平成28年第5回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

それでは、日程第1、本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は今泉委員にお願いいたします。

次に、日程第2「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。教育長から教育行政報告の申し出がございます。日程第3「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育 長 教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
2 寄附について
3 工事請負状況について
4 平成28年5月東京都市教育長会庶務担当課長会定例会について

学務課長 1 平成28年4月分不登校による欠席児童・生徒数について
2 平成28年度東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について

指導課 1 担当者事業について
教育指導担当部長 2 推進事業について
3 研修事業について
4 学校訪問事業について
5 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
2 社会教育活動の振興について

- 3 芸術文化活動の振興について
- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 10 平成28年4月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 学校開放事業について
 - 5 東京ヴェルディ支援推進事業について

- 学校給食課長
- 1 平成28年度学校給食全校開始について
 - 2 平成28年度第1回東京都市学事・保健・給食担当課長会総会について
 - 3 平成28年度第1回給食主任会について
 - 4 平成28年度第1回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食管理運営部会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 城山体験学習館の主な事業について
 - 4 地域との連携について
 - 5 学校との連携について
 - 6 視察について
 - 7 図書館の利用状況（平成28年4月）について

委員長 教育行政報告が終わりました。

次に、日程第4 第10号議案「平成28年度教育費補正予算案（第1号）の提出について」、日程第5 第11号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」及び日程第6 第12号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を議題といたします。

第10号議案は予算案件、第11号議案及び第12号議案は人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

委員長　　ご異議なしと認めます。よって第10号議案、第11号議案及び第12号議案は、秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ） ※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

（これより第10号議案、第11号議案、及び第12号議案は秘密会）

秘密会議録は別紙。

（これにて第10号議案、第11号議案、及び第12号議案の秘密会は終了）

（ 暫時休憩 ） ※退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長　　それでは、再開いたします。

これより第10号議案「平成28年度教育費補正予算案（第1号）の提出について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長　　挙手全員であります。よって、第10号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第11号議案「稲城市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長　　挙手全員であります。よって、第11号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、第12号議案「稲城市立図書館協議会委員の任命について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

委員長　　挙手全員であります。よって、第12号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第7 第13号議案「平成29年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を議題といたします。
教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育長　　本案につきましては、平成29年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科

用図書の採択に伴い、その機能を適正かつ公正に進める必要があるので本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導担当部長より説明いたします。

委員長 それでは、教育指導担当部長、お願いいたします。

教育指導担当部長 それでは、平成29年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領案について説明申し上げます。

小・中学校特別支援学級の教科用図書につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」に基づき、毎年、使用する前年度の8月31日までに採択を行っております。特別支援学級において使用する教科用図書につきましては、学校教育法施行規則第139条におきまして、文部科学省検定内の教科用図書を使用することができる定められています。従いまして、採択につきましては、種目ごとに文部科学省の検定を経た教科用図書、または、文部科学省が著作権を有する教科用図書、または、市販の図書で教科の主たる教材となるものから採択することとなります。また、この採択におきましては、児童・生徒の実態を踏まえるとともに、各教科としての力の育成を図るための主たる教材とした内容を具備した適正なものを採択する必要があると考えております。この点とともに、平成29年度使用教科用図書の採択に向けましては、国及び東京都の通知文や本市の特別支援学級の状況等を踏まえまして、昨年度から若干の文言修正を行い、採択要領を定めたいと考えております。

それでは、もう少し項目ごとに詳細な説明を申し上げたいと存じます。

1、目的につきましては、この要領は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づき、稲城市立公立小・中学校の特別支援学級において使用する教科用図書の採択を適正かつ公正に行うために、必要な事項を定めるといたしました。

2、採択の方法につきましては、先ほど申し上げましたとおり、小学校及び中学校の検定教科書及び文部科学省著作教科用図書、さらに、文部科学省検定外の教科用図書から、種目ごとに採択するということとなります。なお、小学校及び中学校の検定教科書、つまり通常学級で使用する教科書を使用する、採択となった場合には、稲城市立小・中学校で使用されている教科書と同一のものを使用するということとなります。

続きまして3、採択の方針です。（1）留意事項3点挙げました。まず①といたしまして、昨年、平成27年5月11日、総合教育会議で決定いただきました稲城市立小・中学校教科用図書採択についての方針を踏まえ、採択権者である稲城市教育委員会が自らの責任と権限において適正かつ公正に行うこと。2点目といたしまして、特別支援学級の児童・生徒の実情を十分配慮すること。3点目、稲城市の実情に応じて、創意・工夫をすることといたしました。

(2)には、専門的な調査研究が十分行われるよう配慮することの方針を記載しております。

次に(3)といたしまして、その調査研究につきましては、主に内容と構成上の工夫について調査研究を行うことといたしました。

(4)といたしまして、十分な調査研究の上、児童・生徒用の教科の主たる教材としての内容を具備した指導上適切なものを採択するということを方針として定めたいと考えております。

4、採択の時期ですけれど、先ほど申し上げましたとおり、平成28年8月31日までに採択をお願いしたいと考えております。

5、採択のための機関・組織・職務につきましては、まず、(1)教育委員会。(2)審議会。さらに(3)といたしまして調査研究委員会。この3組織の機関・組織・職務をこちらに記載してあるとおりに定めたいと考えております。(2)の審議会につきましては、先ほど申し上げました十分な調査研究を行うための教育委員会の採択を支えるための組織となります。審議会は、特別支援学級設置校長会から組織する会と考えております。この会で調査研究を行い、その結果を教育委員会に報告していただくということを考えております。さらに、(3)は、今申し上げました審議会の下部組織として、各特別支援学級設置校に設置する研究組織と考えております。

最後に、6の留意事項については、公正な採択を期するため、まず(1)につきましては、公表については慎重に取り扱うものとするをいたしたいと考えます。

次(2)につきましては、審議会委員や調査研究委員会の委員には、次の各項に該当する者はなることはできない。これは、公正確保のためという意図でございます。①、②、③と配偶者、三親等と、また本人につきましては、教科用図書の著作、また発行者にかかわっている者がいないことと定めたいと考えております。

7、8、9は、ここに記載しているとおりでございます。ご確認ください。説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。細かな説明が入りました。それでは、ご質問等がございましたらよろしく願いいたします。はい。城所委員、どうぞ。

城所委員 質問ではないんですけれど、毎年この採択要領を見せていただいて、我々教育委員として一番留意しなければいけない点は、やはり「自らの責任と権限において適正かつ公平に行う」という部分を肝に銘じて採択をしなければいけないというのが第一と、あと、やはり採択の方針の2番目にも書いてありますけれど、特別支援学級の児童・生徒がどのようにこの教科書を使っているかという実情を十分に配慮しておくというのは非常に大事な事かなと思います。あともう一つは、専門的な調査研究の中で、保護者の意見を踏まえた調査研究の

充実というところで、やはり親御さんがその教科書に対してどういう思いがあるのかという部分も十分酌み取って研究をしていただくということが大切なのかなと私は考えています。以上です。

委員 長 はい。3点気持ちが述べられましたがいかがでしょうか。教育指導担当部長。

教育指導担当部長 はい、ありがとうございます。ただいま城所職務代理者からいただきましたご指摘、ご指導を十分に踏まえまして、今後、まず審議会委員、また学校に対しましては、十分な調査研究、そして児童・生徒の実態、また保護者からの思いを踏まえながらの答申をしていただくようにしていきたいと思えます。

城所委員 よろしくお願ひいたします。

委員 長 よろしくお願ひいたします。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、以上で質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、第13号議案「平成29年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第8 第14号議案「平成29年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を議題といたします。

教育長より提案理由の説明をお願いいたします。

教育 長 本案につきましては、平成29年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書採択要領に基づく調査・研究について、特別支援学級教科用図書審議会へ諮問する必要があるため本案を提出するものです。

詳細につきましては、教育指導担当部長より説明いたします。

委員 長 それでは、教育指導担当部長、お願ひいたします。

教育指導担当部長 平成29年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問につきまして説明を申し上げます。

小・中学校特別支援学級の教科用図書の採択につきましては、稲城市立小・中学校の特別支援学級教科用図書採択要領に則しまして、今年度におきましても十分な調査研究を行うため、小・中学校の特別支援学級設置校長会からなる審議会の会長に調査・研究の諮問を行い、その後、審議結果の答申を参考に教

育委員会にて採択をお願いいたしたいと考えております。今後、本議案をお認めいただきました後は、審議会長に諮問をしていただきまして、平成28年7月31日までに答申を受けていただき、8月の教育委員会において採択をお願いする予定でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 はい。ありがとうございました。以上で提案理由の詳細説明が終わりましたのでこれより質疑をお願いいたします。ご質問等ございましたらお願いいたします。ご質問等ございませんか。よろしいですか。

それでは、このまま質疑はないようですので質疑を終結いたします。

これより、第14号議案「平成29年度使用稲城市立小・中学校特別支援学級教科用図書の調査・研究の諮問について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって、第14号議案は原案のとおり可決いたしました。以上で本日の審議日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後3時8分閉会)

(午後3時34分閉会)